野田村定住促進事業費補助金（住宅建築費及び購入費補助金）

１　交付対象者（平成25年４月１日以降に定住した方）

　(1) 村外からの定住者 ⇒ ５年以上野田村に定住することを目的に住宅を新築又は購入

した方

　(2) Ｕターン者 ⇒ 村外に５年以上継続して住所を有した後に転入した方

**※注意：対象者に該当していても、下記の場合は交付対象となりません。**

**① 賃貸又は売却を目的とした住宅である場合**

**② 申請者及びその世帯員に義務的納金の滞納がある場合**

**③ 過去にこの補助金の交付を受けたことがある者**

**※ただし、過去に賃貸住宅家賃補助金の交付を受けた者がい住宅建築費及び購入費補助金の交付要件を満たした場合を除く。**

**④ 村内に自己所有の住宅を有している者が建て替える場合、又は新たに新築**

**する場合**

 **⑤ 個人以外の法人等が取得した住宅や持ち分が２分の１未満の住宅**

**⑥ 転入から５年以上経過している場合**

２　補助金額

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象要件 | 補助金の額 |
| 基本額 | 住宅を新築又は購入した場合 | 新築又は購入費用の10分の１以内の額。ただし、50万円を限度とする。（算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切捨てる。） |
| 加算額 | 主たる生計維持者又はその配偶者が18歳以上45歳未満である場合 | 20万円 |
| 世帯員に義務教育終了前の子を有する場合 | １人につき10万円。ただし、30万円を限度とする。 |
| 主たる生計維持者がＩターン者又はＪターン者である場合 | 20万円 |
| 村内施工業者に依頼し、住宅を新築した場合 | 30万円 |

注：補助対象額には、消費税及び地方消費税額は含みません

３　申請方法

　**居住した日以降**に、別紙申請書に必要事項を記入し、下記書類と一緒に提出してください。

　①新築又は購入の費用を証明する契約書の写し（共通）

　②登記簿謄本又は引渡通知書（共通）

　③建築確認申請書の写し（建築の場合）

　④工事写真及び完成写真（建築の場合）

　⑤住宅の写真（購入の場合）

　⑥住宅の位置図（共通）

　⑦その他村長が必要と認める書類

４　補助金交付までの流れ

申請書＋必要書類提出＋請求書＋通帳の写し提出⇒ 審査・交付決定通知 ⇒ 補助金交付

　　（申請者）　　 　　　　　 　　　　　　　　　 　　　　(村）　 　　 　 （村）

５　交付決定の取り消し

　(1) 補助金を受けた後、５年以内に村外へ転出したとき。

　(2) 虚偽の申請や不正行為により補助金の交付を受けようとし、又は受けた時。

　(3) 村長が特に必要と認めたとき。

**※交付決定を取り消した場合に、既に補助金が交付されているときは、返還してもらい**

**ますのでご注意ください。**